

平成29年3月13日

各 位

会 社 名 太洋基礎工業株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 伊藤 孝芳
 (JASDAQ コード1758)
 問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 加藤 行正
 (TEL 052-362-6351)

定款の一部変更、並びに役員の変動及び新任社外監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成29年3月13日開催の取締役会において、平成29年4月26日開催予定の第50回定時株主総会に、定款一部変更並びに役員変動及び新任社外監査役候補者選任に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、社外取締役および社外監査役に加えて、新たに業務執行取締役でない取締役および社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款に変更案第28条(取締役との責任限定契約)および変更案第38条(監査役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。なお、本規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 第17条～第27条 (条文省略) (新 設)	第4章 取締役及び取締役会 第17条～第27条 (現行どおり) <u>(取締役との責任限定契約)</u> <u>第28条 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 28 条～第 36 条 (条文省略) (新 設)	第 29 条～第 37 条 (現行どおり) (監査役との責任限定契約) 第 38 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。
第 37 条～第 44 条 (条文省略)	第 39 条～第 46 条 (条文省略)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年4月26日 (水)

定款変更の効力発生日 平成29年4月26日 (水)

II. 役員の変動

社外取締役

氏 名	新 役 職	現 役 職
いちやなぎ もりお 一柳 守央	社外取締役	社外監査役

III. 新任社外監査役候補者の選任

新任社外監査役候補者の氏名及び略歴

氏 名 (生年月日)	略 歴
おおた よしのり 太田 好宣 (昭和29年4月25日)	昭和52年4月 中日本建設コンサルタント株式会社入社 平成9年10月 同社 設計本部第3部部长 平成11年12月 同社 建設技術本部第3部部长 平成14年4月 同社 総務本部部长 平成20年11月 同社 執行役員総務本部本部部长 平成24年11月 同社 取締役総務本部本部部长 平成26年11月 同社 常勤監査役 (現任)

以 上